【表紙】

 【提出書類】
 訂正発行登録書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月5日

 【会社名】
 帝人株式会社

 【英訳名】
 TEIJIN LIMITED

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

 【電話番号】
 該当事項はありません。

 【事務連絡者氏名】
 該当事項はありません。

(上記は登記上の本店所在地であり、主たる本社業務は下記にお

いて行っています。)

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号(霞が関コモンゲート西館

内)

 【電話番号】
 東京(03)3506-4511

 【事務連絡者氏名】
 財務部長 由良 哲

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

 【発行登録書の提出日】
 2025年4月2日

 【発行登録書の効力発生日】
 2025年4月10日

 【発行登録書の有効期限】
 2027年4月9日

 【発行登録番号】
 7 - 関東1

 【発行予定額又は発行残高の上限】
 発行予定額

 80,000百万円

【発行可能額】 80,000百万円

(80,000百万円)

(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づ き算出しています。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、

2025年11月5日(提出日)です。

【提出理由】 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開

示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づくもの)を

2025年11月5日、関東財務局長に提出しました。

この臨時報告書の提出により、当該書類を2025年4月2日に提出し

た発行登録書の参照書類とします。

【縦覧に供する場所】 帝人株式会社

(東京都千代田区霞が関三丁目2番1号(霞が関コモン

ゲート西館内)) 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。